

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」という企業ビジョンに基づき、社会の公器としてステークホルダーの責任と期待に応え、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を最重要課題の一つとして認識しており、その強化及び充実に取り組んでおります。

当社がコーポレート・ガバナンス体制において重視することは以下のとおりです。

- ・企業ビジョンに基づいた経営の意思決定と実行を担保し、またリードしていくための経営意思決定機関を構築すること。その際には、企業倫理や道徳といった観点も勘案し、社会の公器として経営の意思決定を行っていくこと。
- ・形式的な体制ではない、実質的に機能するコーポレート・ガバナンス体制を構築すること。実態として機能させ続けるために、定期的にガバナンス体制全般について評価を行い、企業の実態に応じて随時見直し、改善を図ることで、現在-未来志向のコーポレート・ガバナンス体制を整備し続けること。
- ・株主や従業員のみならず、当社が変革に取り組む各産業のステークホルダー(顧客やサプライヤー、業界関係者等)に対する責務も果たしていくこと。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-1】

最高経営責任者(CEO)等の選定については、独立社外取締役を含む取締役会において、その適任性等について総合的に検討しております。当該選定プロセスをもって適切な最高経営責任者(CEO)等を選定する体制を採っているため、現時点で後継者計画書を文書の形式で策定していませんが、取締役会において定期的に後継者計画のあり方に関する議論を行っております。

【補充原則4-2】

現時点の決定方針については、後述の【取締役報酬関係】「報酬額又はその算定方法の決定方針」をご参照ください。
今後は、より客観性と透明性を確保するべく、任意の指名委員会・報酬委員会等の設置を検討しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4. 政策保有株式】

(政策保有株式に関する方針及び保有適否に関する検証内容)

当社は、政策保有株式について、当社の運営するBtoBシェアリングプラットフォームの価値向上、ひいては中長期の当社企業価値向上に資するもののみを保有する方針としております。個別銘柄に対する検証は、保有目的と当社事業方針との整合性、保有に伴うリスク、コスト等を精査し、取締役会において判断しております。

(政策保有株式に係る適切な議決権行使を確保するための基準)

当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社において健全な経営ガバナンス体制が担保されていることを前提として、当社の保有目的との適合性を精査した上で、判断します。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者取引について、取引を行うこと自体の合理性と取引条件の妥当性が担保されており、当社の利益が損なわれる状況にないことを当社役員の承認を含む稟議の中で確認しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用しておりません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「仕組みを変えれば、世界はもっと良くなる」という企業ビジョンの下、デジタル化が進んでいない伝統的な業界にインターネットを用いて新しい仕組みを創り、既存のビジネス慣習を変えていくことを目指して事業を展開しております。

具体的には、印刷・広告の「ラクスル」、物流の「ハコベル」といったBtoBのシェアリングプラットフォーム事業を通じて、デジタル化の推進、顧客価値の創出、サプライヤーの経営効率化等の価値を創出していくことを経営戦略の中心としております。

() コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、後述の【取締役報酬関係】「報酬額又はその算定方法の決定方針」に記載のとおりであります。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役の選解任においては、性別、年齢、国籍等の区別なく、当社の経営ビジョン及び企業文化に対する深い理解と共感があること、社会の公

器であるという意識・高潔さを有していること、当社の意思決定及びガバナンスに対して十分な貢献ができる時間的・精神的なゆとりがあること、並びに各分野における高度な専門的知見を兼ね備えていることを重視しております。

手続としては、上記基準に照らして候補者を選定し、取締役会における議論及び承認を経た上で、株主総会で選任しております。また、監査等委員である取締役については取締役会への上程前に、監査等委員会の同意を得るものとしております。

()取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明
社外取締役の選任理由は、「有価証券報告書」に個人別に記載しております。
その他の取締役の選任理由は、選任時の「株主総会招集ご通知」に個人別に記載しております。

【補充原則4-1】

当社では、取締役会において、法令及び社内規程(取締役会規程、職務権限規程等)に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに業務執行取締役の職務の執行を監督しております。社内規程は、当社の規模、事業の状況、組織体制等に応じて適宜見直し、取締役会の実効性が担保されるよう意識しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、社外取締役となる者の独立性を担保し、もって健全なコーポレート・ガバナンス体制を確立するため、社外取締役の独立性基準を定め、当社ウェブサイト(<https://corp.raksul.com/ir/governance/>)にて開示しております。

【補充原則4-11】

当社は取締役会を、当社のビジョンの下、多角的かつ健全なリスクテイクを行いつつ非連続な成長を実現するための意思決定機関と位置付けております。従って、取締役会全体として、年齢、専門分野、技能、バックグラウンド等の多様性が確保されることに配慮しております。

【補充原則4-11】

他の上場会社の役員兼任状況は、「株主総会招集ご通知」や「有価証券報告書」等に記載しております。

【補充原則4-11】

当社は、取締役会において年1回以上、取締役会全体の運営について振り返りを行っております。
2019年7月期に実施した取締役会の実効性評価の概要は以下のとおりです。
当社は、取締役会としての実効性に関し、各取締役の自己評価をベースに、取締役会において分析・評価を実施致しました。取締役会としては、各取締役の当社ビジョンへの深い理解、事業計画及び事業リスクに関する実効性のある議論、業務執行に対する社外取締役の監督機能の確保等が為された上で、取締役会において活発な議論が十分に行われており、全体として概ね実効性が確保されていると評価致しました。今後の課題につきましては、社外取締役主導の論点設定、株主の視点をより重視した議論、リスクマネジメントに関する議論の更なる充実等が挙げられます。
これらの分析を踏まえまして、実効性を更に高めるための取組みを推進してまいります。

【補充原則4-14】

当社は、取締役が自らの役割と責務を十分に果たすべく、各人の判断に必要な知識の習得を基本としておりますが、適宜、コーポレート・ガバナンス、内部統制、コンプライアンス等、当社の持続的成長と企業価値向上に資する研修機会も提供しております。
具体的には、東京証券取引所が提供する上場会社向けeラーニングの受講、日本監査役協会が実施する研修への参加、取締役会後に社外講師を招いてのディスカッション等を行っております。また、新任の役員に対しては当社の事業及び各業務について案内も行っております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社にとって株主・投資家の皆様は当社の重要なステークホルダーであり、共に当社の企業価値向上を実現するパートナーであるとの認識の下、建設的な対話を促進するために以下の方針を定めております。

(i) 株主との建設的な対話の実現を担う取締役・執行役の指定

当社では、取締役CFO官掌の下、IRを推進しております。

(ii) 対話を補助する社内部門の有機的な連絡のための方策

当社においてIRを主管とする部署は経営管理部となります。同部内に事業管理・財務・経理・法務機能を有しており、部内において適時連携し、株主との対話を支援しております。

(iii) 個別面談以外の対話の手段の充実に関する取り組み

当社は、決算説明会を定期的に開催しており、また、当社ホームページに決算説明会資料を掲載する等、情報提供の充実に取り組めます。

(iv) 対話において把握された株主の意見・懸念等の経営陣幹部や取締役会への適切・効果的なフィードバックの方策

株主との対話内容はIR活動を行う役員及び担当者間で記録・保管され、意見・懸念の内容に応じて適宜取締役会や経営陣幹部に対して共有されております。

(v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社では、インサイダー情報の管理に関する社内規程を定め、情報流通の制限、役職員への教育を行っております。
また、決算情報の漏洩を防ぎ、かつ情報開示の公平性を確保する観点から沈黙期間を定め、当該期間中の決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えていただいております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新**

20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
松本 恭攝	4,935,000	17.74
株式会社オプトホールディング	4,773,300	17.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,962,800	7.05
株式会社日本政策投資銀行	1,912,800	6.87
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)REIEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,100,000	3.95

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,095,200	3.93
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	751,700	2.70
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	626,100	2.25
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	515,000	1.85
日本生命保険相互会社	475,000	1.70

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 **更新**

1. 「大株主の状況」は2019年7月末日現在の状況です。

2. 2018年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が2018年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年7月末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
フィデリティ投信株式会社 1,478,400(5.37%)

3. 2019年4月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に関する変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニーが2019年3月29日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年7月末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。
Baillie Gifford & Co 1,055,200株(3.81%)

4. 2019年7月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、クーブランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エルエルピーが2019年6月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年7月末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。
Coupland Cardiff Asset Management LLP 1,854,300株(6.69%)

5. 2019年7月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有に関する変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及び共同保有者2名が2019年7月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年7月末日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その変更報告書の内容は次のとおりであります。
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社 2,058,800株(7.43%)
J.P. Morgan Securities plc 76,341株(0.28%)
J.P. Morgan Securities plc LLC 54,062株(0.20%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	7 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	更新12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	更新10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	更新5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	更新5 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
玉塚 元一	他の会社の出身者									○		
宮内 義彦	他の会社の出身者											
森 尚美	公認会計士											
琴坂 将広	学者											
宇都宮 純子	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a上場会社又はその子会社の業務執行者
- b上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- kその他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

玉塚 元一		○	玉塚元一氏は、株式会社デジタルハーツの代表取締役社長を務めております。同社は当社の業務委託先ですが、2019年7月期における当社から同社への発注金額は同社売上高の1%未満と僅少であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。	玉塚元一氏は、複数の上場企業における経営者としての経験に基づき、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は当社株式4,500株を所有しております。また当社は、当社の独立性判断基準に照らして、その独立性に影響するような人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はないものと判断しております。
宮内 義彦		○	——	宮内義彦氏は、オリックス株式会社を創業期から発展に導いた経営者としての豊富な経験と経済界への幅広い知見に基づく助言が期待でき、当社経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うにふさわしいと判断し、社外取締役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
森 尚美	○	○	——	森尚美氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する専門知識と豊富な監査経験を有することから、当社の経営全般の監査・監督に資すると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は当社株式10,000株を所有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
琴坂 将広	○	○	——	企業経営及びコンサルティング業務についての豊富な経験及び経営学に関する専門的知見をもとに、当社の経営全般の監視と有効な助言が期待できるものと判断し、社外取締役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。
宇都宮 純子	○	○	——	弁護士としての法的専門性及び複数の上場企業の社外役員として豊富な経験を有しており、当社経営全般への監督及び有効な助言を通じたガバナンス体制強化に資すると判断し、社外取締役に選任しております。同氏と当社との間には、人的関係、資本関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	更新	なし
----------------------------	----	----

現在の体制を採用している理由	更新
----------------	----

後述の「内部統制システムに関する基本方針 6」をご参照ください。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
--------------------------	----

監査等委員会は会計監査人と定期的な意見交換を実施し、会計監査人から監査計画並びに四半期・本決算に関する監査結果について説明を受けるほか、個々の監査に関し懸案事項が生じた場合は、都度意見交換を行います。加えて、内部監査部門とも定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備・確立、リスク評価について意見交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 **更新**

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 **更新**

5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。
また、当社では、法令及び東京証券取引所の定める独立役員制度の考え方に基づいて「社外取締役の独立性判断基準」
(<https://corp.raksul.com/ir/governance/>) を策定しており、同基準に準拠して社外取締役の独立性を判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。
また、これとは別に、2019年10月17日開催の第10回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5億円以内（うち社外取締役分5千万円以内、ただし、使用人分給与は含まない。）、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は133,000株（うち社外取締役分13,000株）を上限とし、監査等委員である取締役に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額5千万円以内、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は13,000株を上限とする決定をしております。ただし、当該金銭報酬債権の総額は、原則として3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して初年度に支給する場合を想定しており、譲渡制限期間内に当社又は当社関係会社の取締役、顧問及び従業員のいずれの地位から退任又は退職した場合には、対象取締役に割り当てられた株式は無償で当社が取得するものであります。この譲渡制限付株式報酬制度につきましては、取締役会にて役員報酬制度の見直しを行うべく、外部専門機関の指導・助言を受け、数回にわたり議論を重ね、同制度の導入決議に至っております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

上記付与対象者のうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として導入しております。監査等委員である取締役については、株主の皆様との利害共有意識を醸成すると共に、企業価値の棄損防止を通じた当社の企業価値の増大へのインセンティブを与え、客観的な立場から業務執行の妥当性を判断するという監督機能を適正に確保する目的で導入しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、独立社外取締役が出席する取締役会から一任を受けた代表取締役社長が、各取締役に求められる職責及び実績等を勘案し、各取締役の適正な報酬額を決定する手続となっておりますが、決定に際し、事前に代表取締役社長から社外役員に対して経営陣幹部に対する評価、報酬決定の背景等を説明する機会を設定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外役員に対する専従スタッフの配置は行っておりませんが、経営管理部において取締役会開催日時や決議事項の事前通知等を行う等、必要に応じサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)¹7名(うち社外取締役2名)及び監査等委員である取締役3名(全員非常勤社外取締役)が在任しており、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)²の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年としております。

(a) 取締役会

取締役会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。毎月開催される定時取締役会に加え、取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行状況の監督を行っております。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時でも開催いたします。監査等委員会は、取締役会での活発な議論を通じて現状や会社の課題認識を深めることで監督機能を発揮します。また会計監査人と定期的な意見交換を実施し、会計監査人から監査方針・監査計画並びに四半期・本決算に関する監査結果について説明を受けるほか、個々の監査に関し懸案事項が生じた場合は、都度意見交換を行います。加えて、監査等委員会は内部監査部門とも定期的に情報交換を行い、内部統制システムの整備・確立、リスク評価について意見交換を行います。これら会計監査人や内部監査部門と情報を共有することにより、監査等委員会監査の実効性を高め、必要に応じ是正勧告を行います。

(c) 経営会議

経営会議は、原則として週1回開催し、必要に応じて臨時でも開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付議議案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2019年10月17日開催の第10回株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	決算期末が7月となっていることから、毎年10月に定時総会を実施する等、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような株主総会の開催日を設定しております。また、可能な限り株主とコミュニケーションを図るため、物理的にもアクセスがよく出席しやすい場所を確保するよう努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては、2019年7月期の定時株主総会から導入しております。
招集通知(要約)の英文での提供	2019年7月期の定時株主総会から、英文の招集通知(要約)を作成し、当社のホームページ(https://corp.raksul.com/en/ir/stock/)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIR専用ページにて、公表しております。URLは、「 https://corp.raksul.com/ir/disclosure/ 」です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年数回程度、欧州、米州、アジアの海外機関投資家との個別面談を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上のIR専用ページ(https://corp.raksul.com/ir/)にて、決算情報、適時開示情報等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進める方針であります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のホームページ上(https://corp.raksul.com/esg/governance/)にて、ESG関連情報を掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ、決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、経営の適正性の確保、透明性の向上及びコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めております。また、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令又は定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の役職員が法令及び定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、「コンプライアンス規程」を定める。
- (2) 当社のコンプライアンスに係る内部通報窓口を利用して、役職員の法令違反につき通報できる体制をとり、コンプライアンス体制の機能状態をモニタリングする。
- (3) 取締役会は、法令及び定款等の遵守のための体制を含む「内部統制システム構築の基本方針」を決定し、その実施状況を監督するとともに、適宜、基本方針の見直しを行う。
- (4) 監査等委員会は、内部統制システムの整備と実施状況を含め、業務執行状況の調査を行い、独立した立場から取締役の職務執行の監査を行う。
- (5) 代表取締役直轄の内部監査部門を設置し、「内部監査規程」及び年次の内部監査計画に基づき、各部門について内部統制システムの有効性を含めた内部監査を実施し、監査結果は定期的に代表取締役に報告するとともに、監査等委員会に対しても内部監査の状況を報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同。）を関連資料とともに「文書管理規程」その他の社内規程の定めるところに従って適切に保存し、管理する。取締役は、取締役の職務執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書をいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社のリスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築及び運用を行う。
- (2) リスク管理業務の所管部署はリスクマネジメントの状況を定期的に取締役会に報告し、網羅的かつ総括的な管理を行う。
- (3) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、代表取締役を長とし危機対応の体制をとると同時に迅速に行動し、損害及びその拡大を防止する。

4. 当社及びその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理・報告体制

当社は、子会社統括部署を設置する。主管部署は連結会社経営に関する社内規程に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたる。子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、原則として、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取り決める。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の事業内容・規模等を考慮の上、リスクカテゴリー毎に当社グループ全体のリスクを管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、連結子会社を有する場合には連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施する。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備につきコンプライアンス規程を定め、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。また、必要に応じて、子会社の業務活動も内部監査部門による内部監査の対象とする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役の職務執行を効率的に行うために、取締役会は月1回の定時開催に加え、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、迅速かつ適正な決定を行う。また、その決定に基づく職務執行にあたっては、効率的な業務執行を行うものとする。
- (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、取締役会の他、随時に経営会議を開催し、基本方針・戦略を決定するものとする。

6. 監査等委員会がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を置く（監査等委員会を補助すべき取締役は置かない。）。なお、使用人の任命、異動、評価及び指揮命令権限等は、監査等委員会の事前の同意を得るものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。

7. 取締役及び使用人等（当社グループに所属する者を含む。）が、監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱を受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人等は、業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、その内容、業務執行の状況及び結果について遅滞なく監査等委員会に報告する。また、これに係わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人等に対して報告を求めることができるものとする。
- (2) 内部通報制度を整備するとともに、通報をしたことによる不利益な扱いを受けないことを「内部通報規程」に明記し、周知徹底する。

8. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針、会社の対処すべき課題、会社を取り巻くリスクの他、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要問題等について意見を交換する。
- (2) 監査等委員は、企業全体の監査状況を把握し課題を検討するため、定期的に意見交換を行う。
- (3) 内部監査部門は、監査等委員会との情報交換を含め連携を密なものとする。
- (4) 監査等委員会は、監査計画を実行するための予算を確保する。監査等委員がその職務執行につき、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにその費用を支出する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制の構築を図る。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動方針に定める。

(2) 反社会的勢力からの不当な要求があった際は、警察等の外部専門機関と連携の上、毅然とした態度で臨むものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然として対応する方針であります。

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、反社会的勢力に関与すること及び利益の供与について防止することを定めております。また、不当要求が生じた場合の対応部署を設けて組織的な対応を行うとともに、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

